

展望不可による豊田市屋外広告物条例第3条第9号に関する 規定の適用除外の運用について

平成29年4月1日より、「屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定」を変更し、豊田市屋外広告物条例第3条第9号の区域（禁止区域）指定の理由となった路線から展望できない広告物について、禁止区域の適用除外をすることになりました。

この適用除外を受けるためには通常の申請書類とあわせて、以下の書類を提出する必要があります。

（１）当該路線からの資料

- ① 当該路線から広告物等の方向を撮影した画像（写真等）6点以上
- ② 上記の撮影場所及び方向を表示した地図

（２）広告物等設置場所からの資料

- ① 広告物等設置場所の周辺360度のパノラマ画像（写真等）
- ② 広告物等設置場所から当該路線方向を撮影した画像（写真等）

※当該路線を赤点線にて表示

※また、以上の書類で展望不可が確認できない場合、追加の資料が必要な場合があります。

※規制は、条例第3条第9号の区域を除いた際に該当する地域のものが適用されます。（該当する地域によっては、禁止地域と同様の規制を受ける場合があります。）

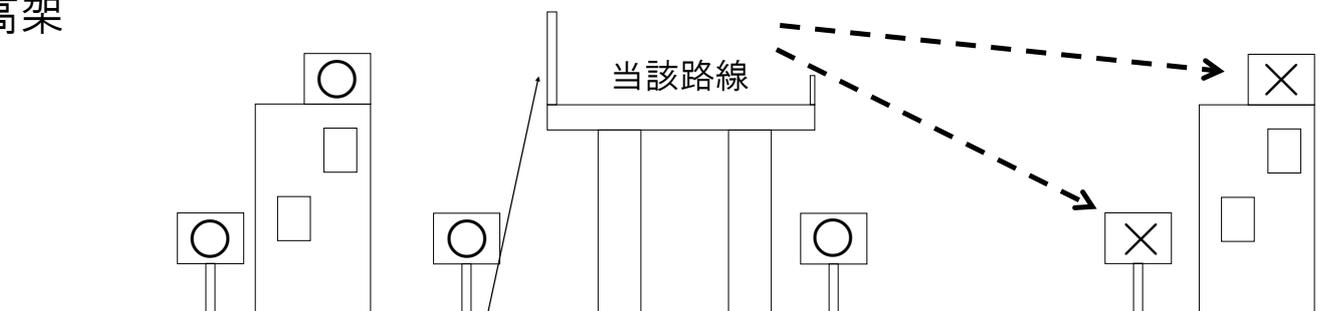
さらに、適用除外を認めた場合、以下の条件が付されます。

- ・ この規定を受けた許可の期間内であっても、当該広告物等の遮蔽の状況が変化した結果当該路線から展望できるようになったと判断される場合は、禁止地域の基準に基づき許可が取り消される場合があります。
- ・ 更新の許可申請の審査の際にも、広告物等が当該路線から展望できないことがわかる資

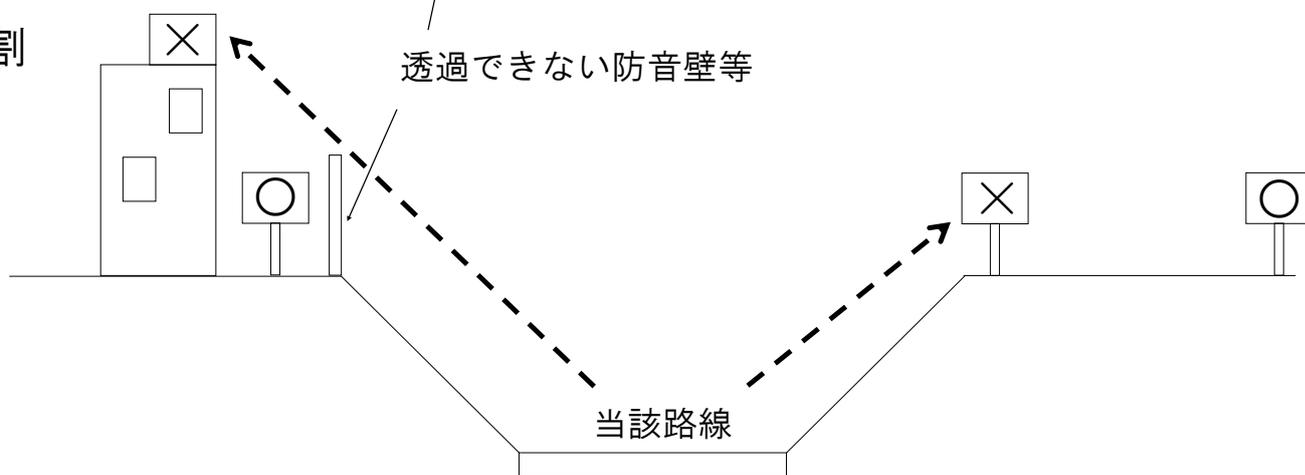
料（申請時と同様の資料）の添付が必要です。

○：適用除外できる広告物、×適用除外できない広告物

高架



掘割



※広告物等が当該路線向けの広告物ではなく、かつ当該路線から明らかに展望できないことを条件とする。